



テーマ別メニュー	消費者庁について	お知らせ	政策	法令	刊行物
--------------------------	--------------------------	----------------------	--------------------	--------------------	---------------------

[消費者庁ホーム](#) > [政策](#) > [政策一覧\(消費者庁のしごと\)](#) > [消費者政策](#) > [消費者被害防止に向けた注意喚起等](#) > [ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ](#)

ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ

ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等にのめり込んでコントロールができなくなる精神疾患の一つです。これにより、日常生活や社会生活に支障が生じることがあります。

例えば、うつ病を発症するなどの健康問題や、ギャンブル等を原因とする多重債務や貧困といった経済的問題に加えて、家庭内の不和などの家庭問題、虐待、自殺、犯罪などの社会的問題を生じることがあります。

ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援により回復が十分に可能です。しかし、本人自身が「自分は病気ではない」などとして現状を正しく認知できない場合もあり、放置しておく症状が悪化するばかりか、借金の問題なども深刻になっていくことが懸念されます。

そこで、ギャンブル等依存症に関する注意事項や、対処に困った場合の相談窓口をお知らせします。相談の内容に応じ、これらの窓口をご利用ください。

なお、ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症である方やそのご家族を含む国民の皆様への周知啓発や教育に関する取組、回復支援や治療に関する取組、借金の問題を抱えた方への相談支援の取組等が進められているほか、競技旅行者・事業者による広範な取組も進められております(具体的施策は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画(平成31年4月19日閣議決定)をご覧ください。)

これらは、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき設置されるギャンブル等依存症対策推進本部の総合調整の下、各省庁の連携を確保しながら推進されており、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)は、同本部の副本部長に特定されています。

[ギャンブル等依存症対策推進基本計画はこちらから\(基本計画PDFファイルヘリンク\)](#)

消費者政策
▶ 消費者基本計画等
▶ 財産分野の注意喚起(消費者安全法に基づくもの)
▶ 消費者被害防止に向けた注意喚起等
▶ 消費者の皆様への情報提供等
▶ 関係省庁との調整、検討会、研究会等
▶ 国際的取組
▶ その他

ギャンブル等依存症からの回復に向けて

本人にとって大切なこと

- 小さな目標を設定しながら、ギャンブル等をしない生活を続けるよう工夫し、ギャンブル等依存症からの「回復」、そして「再発防止」へとつなげていきましょう(まずは今日一日やめてみましょう。)
- 専門の医療機関を受診するなど、関係機関に相談してみましょう。
- 同じ悩みを抱える人たちが相互に支えあう自助グループに参加してみましょう。

家族にとって大切なこと

- 本人が回復に向けて自助グループに参加することや、借金の問題に向き合うことについては、「主体性」が重要です。ギャンブル等依存症が病気であることを理解し、本人の健康的な思考を助けるようにしましょう。借金の肩代わりは、本人の立ち直りの機会を奪ってしまいますので、家族が借金の問題に直接関わることをないようにしましょう。
- 専門の医療機関、精神保健福祉センター、保健所にギャンブル等依存症の治療や回復に向けた支援について相談してみましょう。また、消費生活センター、日本司法支援センター(法テラス)など借金の問題に関する窓口は、借金の問題に家族はどう対応すべきか相談してみましょう。
- 家族だけで問題を抱え込まず、家族向けの自助グループにも参加してみましょう。

若者向け啓発用資料

これまでの経過や啓発用資料の概要はこちらから [\[PDF:115KB\]](#)

啓発用資料はこちらから[\[PDF:364KB\]](#)

ギャンブル等依存症に関する地方公共団体における啓発用資料のサンプル

記載事項の概要などはこちらから [\[PDF:136KB\]](#)

啓発用資料のサンプルはこちらから [\[PDF:128KB\]](#)

ギャンブル等依存症について言及しているその他の啓発用資料

啓発用資料はこちらから [\[PDF:394KB\]](#)

関係府省庁からの注意喚起・普及啓発用資料

- 内閣官房、警察庁、金融庁、消費者庁、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省からのお知らせ

[ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ \[PDF:174KB\]](#)

平成31年3月8日 平成30年3月に公表した注意喚起・普及啓発用資料を更新しました。

関係府省庁からの通知

- 金融庁及び消費者庁からの通知

[ギャンブル等依存症対策推進基本計画に位置付けられている「包括的な連携協力体制」の構築に係る協力について\(依頼\) \[PDF:888KB\]](#) (令和元年9月19日)

地域における包括的な連携協力体制の構築を進めるため、金融庁と連名で通知を发出了しました。

ギャンブル等依存症に関する相談窓口

借金問題を相談する窓口

- ▶ 消費者ホットライン

多重債務者向け相談窓口

法テラス・サポートダイヤル

公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

日本貸金業協会

全国銀行協会カウンセリングサービス

弁護士会(各地の弁護士会相談窓口)

各地の司法書士会一覧

金融関係団体における貸付自粛の取組

[全国銀行協会](#)

[日本貸金業協会](#)

保健・医療関係の機関

都道府県及び政令指定都市の精神保健福祉センター
保健所

ギャンブル等依存症の支援団体

公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会
NPO法人全国ギャンブル依存症家族の会

自助グループ

GA日本インフォメーションセンター(当事者)
一般社団法人ギヤマノン日本サービスオフィス(家族・友人)

競技施行者・事業者におけるのめり込みに不安がある方への対応

日本中央競馬会インフォメーションデスク
各地方競馬場における窓口

- 競輪に係る公益財団法人JKAお客様相談コーナー
メール:webmaster■keirin-autorace.or.jp
※メール送信の際には、■を@に入れ替えて下さい。
- オートレースに係る公益財団法人JKAお客様相談コーナー
メール:webmaster■autorace.jp
※メール送信の際には、■を@に入れ替えて下さい。
一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センターサポートコール
認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク

相談への対応に際してのマニュアル

- ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルについて(金融庁、消費者庁からの通知)
更新等を行った主な事項はこちらから[PDF:137KB]
マニュアルはこちらから[PDF:1.9MB]
平成31年3月8日 平成30年3月に公表したマニュアルを一旦廃止し、内容の充実を図ったマニュアルを公表しました。
平成30年12月10日 別添21全国の精神保健福祉センター一覧を修正しました。
平成30年5月22日 別添21全国の精神保健福祉センター一覧、別添22都道府県・指定都市の消費生活センター等一覧を修正しました。
平成30年4月24日 別添21全国の精神保健福祉センター一覧、別添22都道府県・指定都市の消費生活センター等一覧を修正しました。
平成30年4月9日 別添22都道府県・指定都市の消費生活センター等一覧の内容時点を修正しました。
平成30年4月4日 別添22都道府県・指定都市の消費生活センター等一覧を修正しました。

取組の紹介をいたします。

消費者庁の実施しているギャンブル等依存症対策の概要を団体に対して説明してほしい等のご依頼がありましたら、消費者政策課にご連絡ください。(※ なお、謝金は不要ですが、旅費の用意をお願いします。)

関係府省庁からの情報

政府広報オンライン
内閣官房(ギャンブル等依存症対策推進本部)
金融庁(改正貸金業法・多重債務対策について)
金融庁(貸付自粛制度について)
厚生労働省(依存症対策)
文部科学省(依存症予防教育)
文部科学省(ギャンブル等依存症指導参考資料について)
法務省(令和元年度における再犯防止シンポジウム)

関係団体等からの情報

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター
国内のギャンブル等依存に関する疫学調査(全国調査結果の中間とりまとめ)
依存症対策全国センター
全国銀行協会(カードローン借りすぎに注意!!)
日本貸金業協会(各種教材及び広報啓発資料)
全国健康保険協会東京支部

地方公共団体等からの情報

地方公共団体

地方公共団体におけるギャンブル等依存症対策に係る取組状況[PDF:6.0MB]
青森県青森市
山形県中山町
福島県双葉郡双葉町
埼玉県志木市
神奈川県川崎市
神奈川県横浜市
山梨県
静岡県焼津市
岐阜県加茂郡川辺町
大阪府大阪市
島根県
島根県江津市
島根県邑智郡邑南町
高知県
沖縄県

大学

[国立大学法人東京医科歯科大学](#)

[国立大学法人大阪大学](#)

競技施行者・事業者におけるアクセス制限の取組

ギャンブル等依存症は、嘘をついて家族との関係を悪化させる、ギャンブル等に必要な資金を得るために家族の生活費を使い込み、借金を重ねる場合も多く、本人のみならず、その家族の生活に多大な支障を生じさせる精神疾患であることから、ギャンブル等へののめり込みによる被害から家族を守ることもまた社会的な要請といえることができます。そのため、競技施行者・事業者においては、社会に健全なサービスを提供する責務を負う者として、ギャンブル等依存症の診断を受けているような利用者や、ギャンブル等へののめり込みによりその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあるような利用者に対してのアクセス制限の取組を着実に進めています。

中央競馬

[JRAのギャンブル障害への対応](#)

地方競馬

[各地方競馬場における窓口](#)

競輪

[インターネット投票の利用停止](#)

オートレース

[インターネット投票の利用停止](#)

ばちんこ

[自己申告・家族申告プログラムのご案内](#)

モーターボート競走

[家族申告によるアクセス制限\(競走場等における入場制限、インターネット投票における利用停止\)](#)

[本人申告によるアクセス制限\(インターネット投票における利用停止\)](#)

担当:消費者政策課